

広島県告示第六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三十四条の三の規定によつて、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成二十年一月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

広島県

二 事業の種類

一般国道487号改築工事（警固屋音戸バイパス）及びこれに伴う附帯工事並びに県道付替工事

三 手続を開始する土地

1 収用の手続を開始する土地

広島県呉市音戸町坪井一丁目地内

2 使用の手続を開始する土地

広島県呉市音戸町坪井一丁目地内

四 法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

広島県呉市役所